

# 三原市立宮浦中学校 生徒指導規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するためのものです。規律正しい学校生活を送り、より良い校風を樹立するため、生徒が自主的・自律的に行動し、安心して安全な学校生活を送るという観点から必要な事項を定めています。

## 第2章 学校内での生活

### (身なり・服装)

第2条 衛生的で中学生らしい身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送れるように心がけること。「身なり規定」については、別途(『宮中ルール』)で定めます。

- (1) 「身なり規定」に基づき、定期的に、服装(身なり)検査を実施します。
- (2) 違反がある場合は、保護者に連絡し、直すよう指導します。  
頭髪等、直すのに一定期間を要するものは、期日を定め直させます。
- (3) 違反に対しては、その事実と指導の経過を家庭に連絡します。
- (4) 指導に応じない場合や期日までに正せない場合には、保護者を召喚し指導します。  
直すまで特別な指導(別室指導等)を行います。

### (持ち物)

第3条 学校には、教科書・学用品等、学校生活に必要なもの以外は持参しないこと。

- (1) 不要物を持ってきた場合には、学校で預かり、保護者へ連絡の後、保護者に返却します。
- (2) 繰り返し不用物の持ち込みがみられる場合は、特別な指導を行います。**

### (試験の受け方について) ※「宮中テストの受け方」より抜粋

**第4条 試験中は、不正行為または不正行為と疑われるようなことがないようにすること。不正行為があった場合、以下の通りとなる。**

- (1) そのテストのみ、または全教科を0点扱いとする。**
- (2) 保護者に学校に来ていただく。**
- (3) 再テスト等は受けられない。**

**※入試においては不正行為が発覚するところまでいかなくても、疑われることそのものがマイナスポイントとして合否に影響する場合がある。**

**※不正行為とは、試験中だけに限らず、誤答を直して加点してもらうなどの行為も含む。**

### (登下校)

第5条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して、定められた時刻を守って登下校すること。

(登校時刻)

第6条 登校時刻として、8時15分までに正門を通過し、8時20分には教室の自席に座っていること。

この時刻以降を、「学校遅刻」とします。

(1) 遅刻3回・**6回**で家庭連絡をします。

**(2) 遅刻9回で保護者に来校していただきます。**

**(3) それ以降は、上記の指導を繰り返し行います。**

(下校時刻)

第7条 下校時刻は、**17:00**とする。

(1) 完全下校時刻を守れなかった場合、事情を聴取し必要な指導を行います。

また、場合によっては、保護者を召喚し、指導します。

(自転車通学)

第8条 自転車通学生の違反行為(ノーヘルメット・2人乗り等)については以下の通りとなる。

**(1) 1回目は、7日間の自転車通学停止処分とする。**

**(2) 2回目は、当該学期中におよぶ自転車通学停止処分とする。**

**(3) 3回目は、年度内の期間中におよぶ自転車通学許可の『取り消し』処分とする。**

**※別紙「特例による自転車通学規定」より抜粋**

**第9条 徒歩通学生の違反行為(許可のない自転車通学等)については、保護者を召喚し指導を行います。**

(登校後の外出について)

第10条 登校後の外出について

(1) 許可なく学校の外に出た場合には家庭連絡します。状況により警察に保護願いを出します。

(2) 無断で学校外に出ることがあった場合は、**特別な指導を行います。**

(部活動について)

第11条 部活動について

(1) 部活動には、制服、体操服、部活動で定められた服装で参加し活動すること。

(2) 部活動に関する諸規定が守れなかった場合は、部活動への参加を停止し、指導を行います。

### 第3章 学校外での生活

(安全に関すること)

第12条 交通法規や、その他の社会生活に関する法を守り、安全な生活を送るようにすること。

(長期休業中)

第13条 長期休業中は、事前に配布する「生活の心得」を守り、有意義なものにすること。

第14条 アルバイトは、原則認めません。ただし、特別な事情がある場合は保護者からの申請を受けて判断します。

## 第4章 特別な指導

(問題行動について)

第15条 校内・校外での、次のような行為を「問題行動」とし、次のような手順で特別な指導を行います。

- (1) 保護者に来校していただき、状況の説明及び指導をします。
- (2) 必要によって、関係機関（警察や子ども家庭センター等）と連携します。
- (3) 問題行動を行った生徒には、じっくり反省をさせ、再発防止のために一定期間、特別な指導を行います。「特別な指導」とは、学級集団としての平常の授業場所（教室）から離れ、別室にて、行為を振り返り、再発防止と今後より良い学校生活を送ることができるようになることを目的に行います。この特別な指導の期間は、部活動に参加できません。指導の目的を達成したと校長が判断したとき、特別な指導を終了いたします。

〈 校内での「問題行動」 〉

- ① **次に示す問題行動があった場合、1日以上特別な指導を行います。** 対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊、窃盗、**いじめ、校外エスケープ、校内でのスマートフォン等電子機器の使用、校内で撮影した写真、動画等をSNSに載せる等**
- ② **次に示す問題行動があり、指導を受けたにも関わらず、繰り返し行った場合、半日以上特別な指導を行います。** 暴言、授業妨害、授業エスケープ、**指導無視、不用物の持ち込み、頭髪・服装違反**

〈 校外での「問題行動」 〉

- ① **次に示す問題行動があった場合、1日以上特別な指導を行います。** 飲酒、喫煙、万引き（窃盗）、夜間徘徊、家出、暴力行為、器物損壊、不純異性交遊等

(4) 「反社会的」行動に対しては、警察と連携し、その対処や指導を行います。

## 第5章 その他

**(携帯電話やスマートフォン等について)**

第16条 携帯電話やスマートフォン等の通信機器については以下のように取り扱う。

- ①所持・使用方法・管理等については、保護者の責任のものとする。
- ②学校生活内における所持、使用は禁止とする。
- ③携帯電話やスマートフォン等の使用に起因するトラブル、ネット問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。

(保護者対応に関して)

第17条 保護者の教職員への暴力行為、威圧行為については関係機関（警察等）と連携します。

**令和7年3月25日 改訂**